3　新たな財産が発見された場合の取扱い
本協定に基づく弁済後、特別清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、特別清算株式会社は、速やかにこれを換価し、本件金融債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、本件金融債権の債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件金融債権者が前項の規定により行った債権の放棄は、新たに行われた弁済額の限度で効力を失う。
第３　本件個人債権の取扱い
本件個人債権者は、本協定の認可決定が確定した日をもって、本件個人債権を全額放棄する。
第４　共益的債権及び優先債権の取扱い
特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払いの許可を受けた債権は、随時全額を弁済する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

更生債権等の特別調査期間

平成２４年（ミ）第１号
東京都中央区八重洲２丁目２番１号
更生会社　エルピーダメモリ株式会社
主文　更生債権等の特別調査期間を平成24年11月20日から同月22日までとする。
平成24年11月２日
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２４年（再）第５号
千葉県松戸市小根本字打越142番地の３
再生債務者　丸正交通有限会社
１　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年12月６日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年１月24日から平成25年１月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再）第７号
茨城県龍ケ崎市野原町78番地
再生債務者　布川交通有限会社
１　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年12月６日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年１月24日から平成25年１月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１号
大分県別府市大字浜脇1412番地の３
再生債務者　株式会社榮晃建設工業
１　決議に付する再生計画案　平成24年６月１日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成24年12月21日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年12月７日
平成24年10月31日
大分地方裁判所民事第１部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第３７号
秋田市仁井田緑町３番10号　県公舎303号
再生債務者　新山　信征
１　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月26日まで
４　一般異議申述期間　平成24年12月10日から平成24年12月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１５０号
埼玉県川口市西青木５丁目５番４号　青木公園マンション204号
再生債務者　加納　尚志
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月26日まで
４　一般異議申述期間　平成24年12月７日から平成24年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第５２号
神奈川県秦野市ひばりケ丘６番44号
再生債務者　池田　　誠
１　決定年月日時　平成24年11月５日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月26日まで
４　一般異議申述期間　平成24年12月10日から平成24年12月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２４年（再イ）第３０号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目57番Ｃ―602号　エステ・スクエアさがみ野
再生債務者　瀬戸　　勉
１　決定年月日時　平成24年11月２日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月26日まで
４　一般異議申述期間　平成24年12月７日から平成24年12月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（再イ）第３３号
岐阜県各務原市鵜沼小伊木町１丁目104番地２
再生債務者　吉田　　正
１　決定年月日時　平成24年11月５日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月26日まで
４　一般異議申述期間　平成24年12月10日から平成24年12月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（再イ）第６０号
静岡市葵区瀬名２丁目７番14―404号
再生債務者　宮本　和洋
１　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月26日まで
４　一般異議申述期間　平成24年12月５日から平成24年12月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第２１８号
愛知県小牧市大字三ツ渕1711番地　サイレンス’98Ａ棟201号
再生債務者　柳井　道徳
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月26日まで
４　一般異議申述期間　平成24年12月３日から平成24年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第８号
鳥取県米子市蚊屋142番地１
再生債務者　永岡　邦久
１　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月26日まで
４　一般異議申述期間　平成24年12月10日から平成24年12月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（再イ）第１８号
島根県仁多郡奥出雲町亀嵩1131番地
再生債務者　多久和文男
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月26日まで
４　一般異議申述期間　平成24年11月30日から平成24年12月７日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第２１９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原1205番地３
再生債務者　仲村　嘉徳
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月26日まで
４　一般異議申述期間　平成24年12月３日から平成24年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第２５５号
福岡県大野城市南ケ丘１丁目８番10号
再生債務者　高田美枝子
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月26日まで
４　一般異議申述期間　平成24年12月３日から平成24年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部